

(表 面)

様式第 1 号

証第 号

住宅用家屋証明申請書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第 4 1 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第 4 2 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (g) 第 4 2 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

年 月 日

鏡 石 町 長

申請者 住 所
氏 名

所 在 地	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売買 (2) 競落
申 請 者 の 居 住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	m ²
構 造	造
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 ((ロ) (g) の場合に記入)	円
売 買 価 格 ((ロ) (g) の場合に記入)	円

※記入の際は、裏面の備考をご覧ください。

(裏 面)

【備考】

- 1 { } 中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲み、(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 2 「建築年月日」の欄は、(b)、(d) 又は (f) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 3 「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載すること。なお、(a)、(c) 又は (e) を○印で囲んだ場合は記載しないこと。
- 4 「取得の原因」の欄は、上記 (イ) (b)、(d) 若しくは (f) 又は (ロ) (g) 若しくは (h) を○印で囲んだ場合に限り、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 5 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。
- 6 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分所有建物についての証明を申請する場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲むこと。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記録された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲むこと。
- 7 認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅認定通知（写し可）が必要となります。また、変更の認定を受けている場合は、変更認定通知書の写しも必要となります。
- 8 認定低炭素住宅の場合は、低炭素住宅認定通知（写し可）が必要となります。また、変更の認定を受けている場合は、変更認定通知書の写しも必要となります。
- 9 (ロ) (g) の場合、増改築等工事証明書（原本）が必要となります。
- 10 当該家屋が昭和 56 年 12 月 31 日以前に建築されたものである場合は、地震に対する安全性を証明する書類として、耐震基準適合証明書（写し可）、住宅性能評価書（写し可）または保険付き保障証明書（写し可）のいずれかが必要となります。
- 11 給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分に係る工事に要した費用が 50 万円を超える場合に必要となります。

住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第 4 1 条
 - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第 4 2 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (g) 第 4 2 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (h) (g) 以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } } がこの規定に { (ニ) 取得 } }

該当するものである旨を証明します。

申請者の住所	
申請者の氏名	
家屋の所在地	
取得の原因 (移転登記の場合)	

年 月 日

福島県岩瀬郡鏡石町長